

II. 特別養護老人ホーム ふれ愛丸山荘 事業計画案

1. 利用定員

84人

2. 基本計画

平成25年は法人理念にあります「人権尊重 誠実公正」と「安全と健康管理」の理解と実践を根本的なふれ愛丸山荘の使命とし、支援を必要とするご利用者に専門的かつ個々人に適切な支援を行うことを基本計画といたします。また、これに併せて、平成24年の介護報酬改定による特養の介護報酬引き下げによる影響を検証し、平成27年度次期改定に向けて経営基盤の安定のため、適切な財務管理を行い、信頼性のある効果的かつ効率的な経営に努めます。

- 充実した介護サービス提供と人権尊重の徹底
 - ご利用者への人権尊重や尊厳に十分に配慮し、安心して安全な環境作りを行います。
 - サービスの標準化を図るため、各マニュアルの見直し及び職員への最周知を行います。
 - 定期的なご利用者満足度調査を行い、ご利用者の生活の質の向上に結び付けます。
 - ご利用者及びご家族の意向を十分に取入れた個別支援計画を作成し、自立支援や自己実現が達成できるよう努めます。
 - サービス向上委員会の継続的取組みを行います。
- リスクマネジメント体制の強化
 - ご利用者やご家族からの苦情及び要望事例、また、重大事故事例をもとに職員研修を定期的に行い、再発防止に努めます。
 - 事故防止対策委員会の充実と緊急時対応対応トレーニングの定着化を行う。
- 人材育成と働きやすい環境作り
 - 接遇マナー教育を中心に、人権尊重やコンプライアンス意識を高める指導の強化を図る。
 - キャリアパスプログラムの継続的な研修会の実施及び指導教育資料の整備を行う。
 - 職員個々の目標管理の策定と評価制度（自己評価・上司評価）による人材育成の実現を行う。
 - メンタルヘルス対策及び腰痛予防対策の実施等、職員の安全衛生管理に努めます。
- 経営基盤の安定化
 - 事業コストの削減（消耗品の使用方法の見直し、光熱水費の削減方策の検討）を図ります。
 - 経営の安定を図り、事業活動収支差額5%～8%を目指します。
- 地域社会への貢献
 - 地域住民ボランティアの積極的受け入れ及び実習生の受け入れを継続して行います。
 - 各区内地域包括支援センター及び阿倍野区社会福祉協議会と連携を図り、地域の情報収集に努めると共に、地域行事へ積極的に参加する等地域との交流を深めます。
 - 近隣地域の介護サービス事業のニーズを調査し、新規事業の展開を検討していきます。

Ⅲ. ショートステイふれ愛丸山荘 事業計画案

(短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業)

1. 利用定員 16人
2. 営業日 月曜日から日曜日
3. 営業時間 24時間体制。

4. 基本方針

在宅高齢者が住み慣れた地域で自立した生活できるよう、また家族介護による心身疲労の軽減を図ると共に、利用者及びご家族の意向に沿った満足度の高いサービス提供のため、在宅生活での情報を収集し、各専門職の協働のもと残存機能の維持及び事故防止に努め、サービス提供に当たります。

5. 事業基本計画

① 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携の強化

阿倍野区内又は近隣区域の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと常に連携を取り、緊急ショートステイの対応や虐待ケース、又は医療ニーズの高いご利用者等柔軟に対応してまいります。

② 在宅ケアプランに沿ったケアの提供

出来るだけ在宅生活における課題を現場スタッフに情報伝達し、それに基づいたサービス計画の立案及びサービス提供をいたします。

③ 目標介護度と稼働率について

併設する特別養護老人ホームでの特例利用を活用しており、実質定員は16名以下となりますが、ご入院されている方の空きベッドを有効に利用させていただき、平均介護度3.12、年間目標稼働率115%として、経営の安定を目指してまいります。

6. 職員配置

施設職員配置基準を遵守し、特別養護老人ホームと一体的に運営する。
配置人数については、特別養護老人ホームの配置基準表のとおり。

IV. デイサービスふれ愛丸山荘 事業計画案

(通所介護事業・介護予防通所介護事業)

1. 利用定員 40人
2. 営業日 月曜日から土曜日
3. 営業時間 午前9時00分から午後5時00分まで
4. 通常事業実施地域 大阪市阿倍野区

※阿倍野区外からの利用申し込等については、現在ご利用頂いているご利用者の送迎範囲を踏まえた上で、随時受け入れの相談に応じて行きます。

5. 基本方針

在宅高齢者がその有する能力に応じて自立した在宅生活が営むことが出来るよう、ご利用者の心身機能の維持・向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることも併せて目的としています。また、介護予防の観点から、閉じこもり予防、栄養状態の改善、口腔機能改善につながる支援を中心としたサービスを提供し、日々生き生きとした生活ができるよう支援いたします。

6. 事業基本計画

- ① 出来るだけ自立支援を目標とし、かつ個別ケアを充実した形で、通所介護計画を作成いたします。
- ② 特色あるサービスの提供の為、創作活動に力を入れ、定期的に作品を持って帰っていただけるよう取り組んでまいります。
- ③ 利用者満足度調査を定期的に行い、行事食やワゴンサービス等で食事を楽しんでいただける取組をいたします。
- ④ 目標稼働率について
体験・新規利用についての相談に迅速・丁寧に応じ、年間を通じた稼働率の安定を図り年間平均稼働率88%を目標とします。
- ⑤ ボランティアの受け入れについて

【主なボランティア一覧】

名称	内容	予定
市民ミュージック	音楽演奏、歌	月2回
保田様	紙芝居	不定期
キューボラ	音楽演奏	月1回
いきいき体操	音楽体操	月1回
阿倍野図書館	本の読み聞かせ	4か月1回
ボランティア協議会	喫茶	第2・4週
大正琴	音楽演奏	不定期
横尾様	サクソ演奏	不定期

⑥ 実習受け入れについて

【主な実習受け入れ】

- ・介護福祉士養成学校
- ・介護職員初任者研修
- ・教員免許取得に関する介護体験
- ・小学校ふれあい体験
- ・中・高校生体験学習

7. 年間行事等スケジュール

月	行事	レクリエーション	創作	園芸
4月	お花見外出	頭脳ゲーム	ペーパークラフト	庭整理 春の花（鉢植え）
5月	菖蒲湯	ボーリング大会	編み物	庭整理 春の花（鉢植え）
6月		オジャリングゲーム		土入れ替え 夏野菜植え付け
7月	七夕祭り	輪投げ	朝顔の壁掛け作り	夏野菜の手入れ
8月	納涼祭	うちわでホールインゲーム	貼り絵	『視覚』 癒しの 空間
9月	敬老週間	釣りゲーム		
10月	運動会 秋の遠足	ゲートボール	クリスマスツリー作り・編み物	土入替え 秋の花 （鉢植）
11月		タオル体操		
12月	クリスマス会 柚子湯	年末ジャンボゲーム	千支の置物 （ペーパークラフト）	クリスマス用 鉢植え・アレンジ
1月	新年会	お手玉かるた	鬼の面	正月用 鉢植え・アレンジ
2月	節分	的当て	ペーパークラフト	冬の花（鉢植え）
3月	ひな祭り	どこ行くボールゲーム		冬の花（鉢植え）

8. 職員配置

	職種	実員（常勤）	実員（非常勤）	常勤換算後計
デイサービス	管理者	1（兼務）		1（兼務）
	生活相談員	1. 3		1. 3
	介護職	4. 7	7	10. 2
	看護職		3	1. 3
	機能訓練指導員		1	0. 4
	運転手		1	0. 5
計		7	12	14. 7

V. ふれ愛丸山荘ヘルパーステーション 事業計画案

(訪問介護事業・介護予防訪問介護事業)

1. 営業日 月曜日～日曜日
2. 営業時間 午前8時30分から午後7時00分まで
3. 通常事業実施地域 大阪市阿倍野区
4. 基本方針

ご利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助その他の日常生活全般にわたる援助を行う。また、住み慣れた地域での在宅生活の継続を重視し、ご利用者様の所在する地域の居宅介護支援事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5. 事業基本計画

在宅高齢者が住み慣れた地域で、自立した快適な生活ができるよう、ご家族や各関係機関と十分な連携をとりながら支援をいたします。また、個人情報の保護及びプライバシーの保護に十分注意を払い対応できるよう、研修等を含め職員の質の向上に努めます。

●サービスの質の向上

- ① ご利用者アンケートを1年に1度実施し、過去の結果も勘案して、ご利用者の声を反映した、改善点を見出します。
- ② モニタリングを確実に実施し、継続的に安定した生活が送れるよう、介護支援専門員と連携をとりながら訪問介護計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。
- ③ 認知症高齢者や、独居高齢者の対応も多いことから、緊急時に対応について、誰もが迅速に対応できるよう、マニュアルの整備及び緊急時対応訓練を定期的に行います。

6. 運営に関して

●積極的な営業活動により、月平均利用者数80名（介護50名・予防30名）を目標とします。

- ① 要支援のご利用者に対する介護予防サービス提供に関しては、地域包括支援センターとの連携を強化し、新規ご利用者の獲得を行います。
- ② 要介護のご利用者に対する介護サービス提供に関しては、居宅介護支援事業所の営業活動に重点をおき、新規ご利用者の獲得を行います。又、ご利用者の希望に沿って自費サービスも行い収入の確保に努めます。

7. 職員配置

	職種	実員（常勤）	実員（非常勤）	常勤換算後計
ヘルパース テーション	管理者	1（兼務）		1（兼務）
	サービス提供責任者	2		2
	訪問介護員	0	2	1.6
	登録ヘルパー		14	5
			2	16

VI. ケアプランセンターふれ愛丸山荘 事業計画案

(居宅介護支援事業・介護予防支援事業)

1. 営業日 月曜日から金曜日
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
上記の営業日、営業時間の他、24時間対応ができる体制とする。
3. 通常事業実施地域 大阪市阿倍野区
4. 事業運営基本計画
 - ① ご利用者の自立支援を常に目指し、公平中立な立場で居宅サービスの計画作成を行います。また、各地域のサービス事業所の特性等を把握すると共に、利用者及びご家族が納得してサービスが選択できるよう、適切な情報提供をいたします。
 - ② 利用者に関わる支援者が常に「利用者本位」の視点でチームアプローチを実施できるよう、守秘義務を遵守すると共に、速やかに情報交換を行い、協働して支援を行います。
 - ③ 定期的に事業所としての自主評価を行い、法令遵守のもと、健全かつ安定的な運営を行います。
 - ④ 特定事業所として、主任介護支援専門員が中心となり、処遇困難ケースの対応や、地域における社会資源の状況把握及び情報提供に努め、24時間連絡可能な体制を常時確保し、緊急時にも迅速に対応いたします。また、月間のケアプラン数については、月平均165件確保を目指します。
 - ⑤ 様々な困難事例にも対応できるよう、地域包括支援センター及び行政機関、医療機関と常に連携をとり、ご利用者に適切な支援を行えるように努力いたします。

5. 職員配置

	職種	定数	実員 (常勤)	常勤換算後計
居宅介護支援	管理者	1	1 (兼務)	1 (兼務)
	主任介護支援専門員 (専属)	1	1	1
	介護支援専門員 (専属)	2	3	3
	介護支援専門員 (兼務)	必要数	1	0.3 (兼務)
	計	4	6	5.3

Ⅶ. 福祉用具貸与 ふれ愛丸山荘 事業計画案

(福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業)

1. 営業日 月曜日から金曜日
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

3. 基本方針

ご利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、介護支援専門員と常に連携をとりながら、ご利用者様の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定援助を行います。福祉用具を使用することにより、ご利用者様の日常生活の便宜と機能訓練などに役立ち、住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援いたします。また、ご家族様の介護負担の軽減も図ります。

4. 事業運営基本計画

① ご利用者毎の個別援助計画書の作成

平成25年からは、福祉用具貸与においても、個別援助計画書の作成が義務付けられております。アセスメントを十分に行い、質の高いサービスが提供できるように積極的に取り組んでまいります。

② 迅速・柔軟な対応

ご利用者並びに、介護支援専門員からの依頼に対しては、迅速・柔軟に対応し、自立支援及び、在宅生活の継続に繋がります。また、専門的知識に基づく適切なアセスメントを行い質の高い在宅生活が出来よう支援します。

③ 目標貸与件数

現状の貸与商品にこだわることなく、委託業者と連携をとり、ご利用者及びケアマネジャーに対し、福祉用具専門員としての立場からの新商品等の情報提供を行い、ご利用者の自立支援並びに在宅生活の質の向上を図れるよう支援することにより、信頼関係の確立を図るとともに、新規利用者の獲得に繋がります。

平成25年度は、月間貸与件数平均60件を目標とします。

5. 職員配置

	職種	実員（常勤）	実員（非常勤）	常勤換算後計
福祉用具貸与	管理者	1（兼務）		1（兼務）
	福祉用具専門相談員	2	0	1（専従） 1（兼務）
	計	2	0	3

Ⅷ. 阿倍野区中部地域包括支援センター事業計画案

(大阪市委託事業)

1. 営業日 月曜日から土曜日（祝日を除く）
2. 営業時間 午前9時00分から午後7時00分
3. 通常事業担当地域 大阪市阿倍野区 丸山地域・王子地域・阿倍野地域
4. 事業運営基本方針

平成24年4月より阿倍野区内3地域担当として、地域高齢者の支援にあたってまいりました。開設当初に比べ、中部地域包括支援センターの周知も継続的に行い、相談件数も徐々に増加いたしております。また、地域の住民団体と常に連絡を密に取りながら、虐待ケース・認知症高齢者・独居高齢者の生活支援等地域社会での様々な相談に対応しております。今後においても地域福祉の拠点として、長年に渡り培ってきた地域のネットワーク機能を十分に発揮して、周辺の高齢者が住み慣れた阿倍野地域で安心して過ごすことが出来るように、専門的かつ包括的支援を行える地域包括支援センターの運営を行います。

5. 事業運営基本計画

- 1) 主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職員が、相互に連携・協働しながら、ご利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に偏ることなく、公平・中立性が確保できるように、「チーム」として支援いたします。
- 2) 地域包括ケアの実現のため、地域の様々な専門団体及び専門職種の方々が顔の見える関係となるような体制を、保健福祉センターと協働で確立していきます。
- 3) 介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源をご利用者が活用できるように、包括的および継続的に支援いたします。
- 4) 介護はもとより医療や健康・福祉など様々な方面から積極的に支援いたします。
- 5) 高齢者虐待等が増加している中、家族が家族内だけで問題を抱え込まないように、介護が必要となった早期の段階で、専門職が介入できる体制の整備を推進します。

6. 事業内容

(ア) 総合相談・支援業務

- ① 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワークを通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的な支援を継続的に行います。
- ② 各地域の民生委員・地域ネットワーク推進委員との定期的な話し合いの機会を持ち、地域の実態把握等を行い、地域福祉力の向上のための支援を行う。

(イ) 介護予防マネジメント業務

- ① 住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引出し、対象者自らの選択に基づき、セルフケアや地域の公共サービス、介護予防事業等が包括的効果的に実施されるよう必要な援助を行う。
- ② 担当地域で定期的に講演会を実施し、介護予防の必要性や基本チェックリストの目的等を説明し、生活機能低下の発見がされた方には早期にアプローチを行い介護予防事業に繋がります。

(ウ) 権利擁護業務

- ① 地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決出来ない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活が維持出来るよう、専門的、継続的な権利擁護のための支援を行います。
- ② 認知症高齢者支援ネットワーク事業を通じて、各関係機関と地域の権利擁護に関する課題や現状を共有し合いながら権利侵害が発生した際に迅速に対応できるよう包括支援ネットワークを構築いたします。

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 居宅介護支援事業所連絡会への参加を定期的に行い、居宅介護マネジメントにおいて多職種・多機関協働支援の体制を構築いたします。
- ② 居宅介護支援事業所のケアマネジャーの個々の相談に対し、迅速な対応を行い、利用者に支援を展開していく際に、必要に応じて専門的なサポートの役割を継続的に行うと共に、ケアマネジャーの実践力の向上を支援いたします。

(オ) 指定介護予防支援業務

- ① 生活機能の低下が見られる要支援1・2の高齢者に対し、利用者の自立支援を目指し、公平中立な立場で介護予防サービス計画作成を行います。
- ② 介護予防支援業務に関わる専門職にて介護予防プラン件数については、月間平均160件を目指します。また、必要に応じて中立性・公平性を確保できる居宅介護支援事業所へ予防給付の委託を行います。

7. 職員配置

	職 種	定 数	常勤換算後計
阿倍野区中部地域包括支援センター	管理者兼 主任介護支援専門員	1	1
	主任介護支援専門員	1	1
	社会福祉士	1	1
	保健師等	1	1
	介護予防支援事業に関わる 介護支援専門員	必要数	1
	計		4

IX. 生計困難者に対する支援相談事業 事業計画案

(大阪府社会福祉協議会老人施設部会に基づく事業)

1. 事業目標

地域の中で、複合化した様々な生活課題を抱え、既存の制度サービスが受けられない等の状態にいる要援護者が、本事業が配置する、コミュニティーソーシャルワーカーの相談活動により、心理的不安を取り除き、また、利用可能な制度へとつなぐことで、尊厳ある人としての生活を維持することができるよう支援していく。また、この事業を通じてより一層地域との関係を密にすることを目標とする。

2. 利用対象者（阿倍野区住民を基本とする）

- ① 既存の制度では対応できない方
- ② 制度の狭間にいる方
- ③ 制度の利用を拒んだり、生活の困窮から、安定した生活が出来ない状態の方
- ④ 外形的な判断要因では捉えられない生活困窮者等

3. 事業運営基本計画

- ① 大阪府社会福祉協議会老人施設部会が主催する、コミュニティーソーシャルワーカー養成研修修了者が相談の担当を行う。
- ② コミュニティーソーシャルワーカーは、権利擁護の視点に立ち、要支援者に対して生活上の課題を十分に把握した上で、必要なサービスの斡旋、各関係機関と調整を行いながら、経済的支援が必要な場合は一時的に支援を行い、要支援者の生活の安定を目指します。
- ③ 社会貢献事業推進委員と協働し、地域における課題や問題に対し対応できるよう、常に定期的な連絡会を開催し、情報交換を行う。
- ④ 近年、経済的虐待のケースや認知症独居高齢者の支援も増えており、権利擁護の観点から、地域包括支援センターと連携をとり迅速に対応できるように努めます。

4. 職員配置

	職種	定数	実員(常勤)	常勤換算後計
生活困窮者 に対する支 援相談	管理者	1	1(兼務)	1
	コミュニ ティー ソーシャ ルワー ーカー	1	1(兼務)	1
	計	2	2	2